

令和5年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和5年7月21日
東京都

<本選考の特徴>

- 令和8年3月末までの任期を定めた常勤職員の採用です。
 - 東京都の保健衛生・医療分野の部署において、主任級[※]の事務職として保健衛生医療施策の業務に従事する職員を募集します。
- ※ 東京都における主任とは、特に高度の知識又は経験を必要とする係員の職です。

1 選考概要

区分	一般任期付職員		
職種・職級	事務・主任級	募集人数	9人程度
業務内容	保健衛生医療施策（健康づくり・国民健康制度、医療施策、食品衛生・医薬品等品質確保・環境保健衛生対策、感染症対策等）に係る各種業務 ・保健衛生医療施策に係る資料作成、経理、契約、運営指導、審査業務等 ・関係機関（他自治体、民間等）や関係部署との連絡調整 ・補助金に係る業務（審査業務、支給事務、問い合わせ対応等） ・各種調査実施、各種業務補助、広報施策の実施調整等 ・都民等からの相談や問合せ等の対応		
配属予定先	保健政策部、医療政策部、都立病院支援部、健康安全部、感染症対策部		
採用予定日	令和5年11月1日（原則） ◎ 採用予定者の状況により12月1日又は令和6年1月1日の採用も可能です。採用希望日を申込書に記載してください。		
任期の終期	令和8年3月31日 ◎ 期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。なお、最長で令和10年3月31日まで任期を更新できる場合があります。		
勤務場所	東京都本庁舎（東京都新宿区西新宿2-8-1）		

2 日程等

申込締切	令和5年8月7日（月）午後5時まで
第1次選考結果通知	令和5年8月16日（水）～8月18日（金） ※ 第2次選考の3日前までに、受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和5年8月27日（日）～8月29日（火）のうち指定された一日 ※ 会場：東京都庁本庁舎（東京都新宿区西新宿2-8-1）または東京都社会福祉保健医療研修センター（東京都文京区小日向4-1-6）予定
最終結果通知	令和5年9月中旬 ※ 第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
採用予定日	令和5年11月1日（原則） ※ 採用予定者の状況により12月1日又は令和6年1月1日の採用も可能です。採用希望日を申込書に記載してください。

3 受験資格

（1）以下のいずれかについて、2年以上の実務経験を有すること。

- 民間企業や自治体等において、医療、医薬品・医療機器、健康保持増進、疾病予防、食品衛生、環境保健衛生対策、感染症対策等の保健衛生・医療に係る業務に従事した経験
- 医療機関、試験・検査・研究機関等での勤務経験

（2）学歴区分に応じた民間企業、自治体等の実務経験が以下【表1】記載の年数以上あること。

【表1】

学歴区分	必要な実務経験年数
・大学院博士課程又は修士課程の修了 ・大学（4年制の大学）の卒業	5年以上
・短期大学（2年制以上の短期大学）の卒業 ・高等専門学校の卒業 ・専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業 ・各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	7年以上
・高等学校の卒業	9年以上
・中学校の卒業	12年以上

注1 必要な実務経験年数

実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員、フルタイムで勤務した契約社員や派遣社員として従事した経験年数に限ります。非常勤職員、アルバイトとして勤務していた期間は含め

ません。

注2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。実務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

注3 合格通知後5営業日以内に、「3 受験資格」を満たすことを確認するための証明書類を提出していただきます（6「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。「3 受験資格」を満たすことが確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

- ◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。
なお、以下の方は除きます。
 - ・教育公務員^{※1}
 - ・東京都職員（任期付職員^{※2}、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、採用日の前日までに任期が満了する者

※1 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）に規定する任期付研究員をいう。

<有用な知識>

医療法、医師法、歯科医師法、健康保険法、健康増進法、医薬品医療機器等法、食品衛生法、感染症法等、保健衛生医療に係る法令知識・諸制度に係る知識

<その他求める能力>

- ワード、エクセル、アウトLOOK等を使用したパソコン作業が支障なくできること。
- 文書・資料作成、経理・会計事務、電話対応等、事務職としての業務が支障なくできること。
- 気概を持って任期満了まで職務に取り組む意欲があること。

4 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	申込書類による審査
-------------	-----------

- ◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。

(2) 第2次選考

口述考査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
-------------	------------------------

- ◎ 口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

5 申込手続

下記URLから「申込書」の様式をダウンロードして申込書を作成(顔写真添付が必要)し、申込フォームから送信してください。郵送及び窓口での申込みは受け付けません。

<URL>

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/soumu/syokuin/syokuin_joukin/bosyu_ichiran/ichinin_jimu_hoken.html

<注意事項>

- ・期間中に正常に到達したものを有効とします。東京電子自治体共同運営サービスのホームページ上で、採用選考の申込が到達したかどうかを確認することができます。
- ・システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止、通信障害などが起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。
- ・インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問い合わせにはお答えできません。「東京電子自治体共同運営サービス」の電子申請サービスヘルプデスクをご利用ください。

- ◎ 第2次選考実施日の3日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、保健医療局総務部職員課人事担当までお問い合わせください。
- ◎ 申込書に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

6 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます（原則として合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出方法についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

7 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準（非常勤職員の勤務経歴や東京都の事務職と異なる職務内容に従事していた期間は、加算割合を減じるなど。）により加算される場合があります。

以下は、4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、東京都の事務職と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

職級	職務経験	初任給
主任	5年	約277,000円

- ◎ この初任給は、令和5年3月31日までに職務経験の年数を満たしている人の例で、令和5年4月1日時点の給料月額に地域手当（20%）を加えたものです。
なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（１年間に２０日、１１月採用の場合は３日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。
- ◎ 職員の勤務時間、給与等の詳細は、東京都条例等により定められています。

8 一般任期付職員採用選考とは

- 都政に対するニーズの専門化・高度化に対応するため、専門的な知識や経験を有する人材を都庁外部から一定期間活用し、都政の喫緊の課題を解決するための制度として、東京都では「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」等を制定しています（平成１５年１月１日施行）。
- 採用された職員は、任期の定めのない職員と同様の給料表を用い、手当も任期の定めのない職員と同様に支給します。
- 任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

東京都保健医療局総務部職員課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 27階南側

【電 話】 03 (5320) 4023 (ダイヤルイン)